

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年6月7日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第6号

専 決 処 分 書

令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

令和3年度

亀岡市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度亀岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

144,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,612,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月1日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,463,768	千円 144,200	千円 5,607,968
	2 国庫補助金	1,798,535	144,200	1,942,735
歳入合計		36,468,000	144,200	36,612,200

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 13,512,672	千円 144,200	千円 13,656,872
	2 児童福祉費	5,254,207	144,200	5,398,407
歳 出 合 計		36,468,000	144,200	36,612,200